



# 島根県報

令和2年6月23日（火）

号外第82号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

## 告

## 示

## 島根県告示第417号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県道	大根島線	松江市八束町遅江855番1地先から同901番3地先まで	前	メートル 7.47～ 13.20	メートル 283.00	松江県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	7.47～ 21.11	283.00	
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町高見467番2地先から同1395番1地先まで	前	10.95～ 35.19	81.00	県央県土整備事務所 道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	10.95～ 35.19	81.00	
〃	窪田山口線	大田市山口町山口字奥原770番3地先から同771番2地先まで	前	6.40～ 13.05	184.15	県央県土整備事務所大田事業所 道路改良工事 拡幅
			後	6.40～ 28.86	184.15	

## 島根県告示第418号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	仁摩邑南線	邑智郡川本町大字川本2867番2地先から同地先まで	メートル 13.74	令和2年 6月23日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡川本町大字川本2609番3地先から同地先まで	13.63	令和2年 6月23日		